

○杵築市人財バンク設置要綱

平成 28 年 11 月 1 日杵築市教育委員会告示第 6 号

改正 令和 2 年 9 月 24 日杵築市教育委員会告示第 11 号

(設置)

第 1 条 幅広い分野における、専門的な知識、経験、技能等を持つ市民等を「人財」として登録し、多様な生涯学習活動において「人財」の持つ知識等を活用することにより、社会教育の振興と豊かな地域社会を構築するため、杵築市人財バンク（以下「人財バンク」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 人財バンクの事業は、次のとおりとする。

- (1) 人財の登録、更新及び取消しに関すること。
- (2) 登録情報の管理及び提供に関すること。
- (3) その他人財バンクに関し必要なこと。

(登録資格)

第 3 条 人財バンクに登録できる個人又は団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 杵築市人財バンクの趣旨に賛同し、自らの知識、経験、技能等を地域社会で積極的に活かすことに意欲があること。
- (2) 活動の拠点が杵築市内であること。
- (3) 原則として、年間を通して杵築市内での活動が可能なこと。
- (4) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないこと。
- (5) 社会的信用を失う行為や公共良俗に反する活動を行っていないこと。

(登録分野)

第 4 条 人財バンクに登録できる個人又は団体の登録分野は、別表 1 のとおりとする。

(登録手続)

第 5 条 人財バンクへの登録は、個人又は団体の申請に基づくものとする。

2 登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、杵築市人財バンク（新規・変更）登録申請書（様式第 1 号）を杵築市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、申請内容を確認し、適任と認められた場合は、速やかに当該申請者を人財バンクに登録するものとし、適任と認められない場合

は、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(登録有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録の日から登録抹消の申出のあった日までとする。

(登録事項の変更)

第7条 人財バンクに登録された者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに杵築市人財バンク(新規・変更)登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の取消)

第8条 教育委員会は、登録者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消することができる。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 杵築市人財バンク登録抹消届(様式第2号)が提出されたとき。
- (3) 故意若しくは過失又は不正な行為等により、市又は依頼者に損害を与えたとき。
- (4) 登録者が死亡したとき又は所在不明のとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が不適格と認めたとき。

2 教育委員会は、登録を取り消したときは、速やかにその旨を杵築市人財バンク登録取消通知書(様式第3号)により、登録を取り消された者に通知するものとする。

(人財バンクの公開)

第9条 登録者の氏名、団体名、活動分野等は、原則として公開する。ただし、登録者から申出があったときは、この限りではない。

(人財バンクの利用)

第10条 人財バンクを利用できる者は、社会参加活動や学習活動を行う個人又は団体とし、市内外は問わない。ただし、利用目的が政治活動、宗教活動又は営利活動に係る場合は、人財バンクを利用することができない。

2 人財バンクを利用する者(以下「利用者」という。)は、杵築市人財バンク利用申請書(様式第4号)を教育委員会に提出し、自ら登録者と協議して、日程、謝礼等について決定するものとする。

3 教育委員会は、登録者と利用者間の打ち合わせに関する連絡や立会い、交渉等を一切行わないものとする。

4 利用者は、人財バンクの利用後、速やかに杵築市人財バンク利用実績報告書(様式第5号)を教育委員会に提出するものとする。

5 登録者と利用者間で疑義が生じ、又は問題が発生した場合は、それぞれ自己の責任において対処するものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、人財バンクに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。